

久留米市公告第269号

久留米市議会タブレット端末の提供及び通信サービス利用業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和5年11月21日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 久留米市議会タブレット端末の提供及び通信サービス利用業務
- (2) 業務場所 久留米市議会事務局
- (3) 業務内容 別紙「久留米市議会タブレット端末の提供及び通信サービス利用業務」に関する仕様書のとおり
- (4) 履行期間：契約締結の翌日から令和10年6月30日までとする

ただし、契約締結の翌日から令和6年6月30日までは、この業務の対象となるタブレット端末及び付属品の納入及びキッティング作業等の準備期間とし、タブレット端末の賃貸借及び通信サービス等の利用期間は、令和6年7月1日から令和10年6月30日までとする。

なお、各年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (5) 入札書比較価格：12,391,400円（税抜）

【入札書比較価格の内訳額（49台分の総額費用・税抜）】

項目	内訳額
タブレット端末の提供及び付属品の調達	1,813,000円
通信サービスの提供、タブレット端末補償サービス及びMDM	8,114,400円
アプリケーションソフト（WowTalk）使用料	588,000円
タブレット端末の設定	196,000円
タブレット端末保守・運用費用	1,680,000円

なお、年度ごとの上限額は、次のとおりとする。

年度	上限額	年度	上限額
令和6年度	2,798,075円	令和9年度	2,963,100円
令和7年度	2,963,100円	令和10年度	704,025円
令和8年度	2,963,100円		

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - イ アを除く福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 入札参加資格確認申請書の提出期限日において、久留米市競争入札参加資格（物品）を有していること。
- (9) 通信サービスの提供は、当該移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であつて、移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設、運用している事業者であること。（同電気通信事業者の販売代理店を含む）

3 契約条項を示す場所

10 事務局

4 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

(1) 提出書類

- ア 入札書（様式第1号）
- イ 入札金額内訳明細書（様式第2号）

ウ 入札参加資格確認申請書（様式第3号）

エ 電気通信事業者の販売代理店が入札参加する場合は、電気通信事業者の販売代理店と分かるもの

(2) 提出期限

令和5年12月13日（水）必着

(3) 提出先（宛先）

10 事務局

(4) 郵送方法

- ① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。
- ② 内封筒には、提出書類のうち、ア. 入札書及びイ. 入札金額内訳明細書を入れ、封筒表面に業務名「久留米市議会タブレット端末の提供及び通信サービス利用業務」及び商号（名称）を記入し封印する。
- ③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちウ、エを入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。
- ④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

5 開札

(1) 日時：令和5年12月15日（金）14時

(2) 場所：久留米市役所18階 閲覧室

(3) 立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係の無い市の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 落札候補者の決定

予定価格以下（かつ最低制限価格以上）の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

規則第7条第3項により免除

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもつ

てかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

8 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：公告日から令和5年11月30日（木）
- ② 受付場所：10 事務局
- ③ 質問の提出方法：
FAX 又は E メールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。
- ④ 質問に対する回答：
令和5年12月6日（水）までに E メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は、令和5年12月21日（木）までに契約締結の手続きを行うこと。

9 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止する

ことがある。

- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

10 問い合わせ先（事務局）

久留米市議会事務局 総務課

住所：福岡県久留米市城南町15番地3

電話：0942-30-9305

FAX：0942-30-9720

Eメール：gikai@city.kurume.lg.jp